

楽しく学ぼう消費生活すごろく

クイズの答え

- ① **A** : 仙台市は緑が多いことから杜の都と呼ばれています。
- ② **C** : 仙台市の花・木・鳥・虫は市民投票で決まりました。花は「ハギ」虫は「スズムシ」です。
- ③ **C** : 消費者の「買う」とお店の「売る」という意思表示の合意で契約は成立します。
- ④ **B** : 契約とは法律上の約束のことです。「コンビニでお菓子を買う」「バスに乗る」など、ふだんの何気ない行動も「契約」です。
- ⑤ **C** : icsca (イクスカ) は仙台市交通局が発行しているICカード乗車券です。
- ⑥ **A** : 3RはReduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の3つのRの総称。リデュースはごみを減らすこと、リユースはくり返し何度も使うこと、リサイクルは資源にして再び使うことです。
- ⑦ **B** : 「エシカル」とは「倫理的な」という意味。「エシカル消費」とはより良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。買い物をするときにマイバッグを使うこと、エコ商品や地元の産品を買うこと、食べ残しを減らすことなど、身近にできることがたくさんあります。
- ⑧ **C** : SDGs (持続可能な開発目標) は17のゴールと169のターゲットで構成されています。
- ⑨ **A** : クレジットカードは月1回の支払日に使った分をまとめて支払う後払いの仕組みです。「プリペイドカード」は前もってカードに入金した金額から支払います。「デビットカード」は使うたびに代金が口座から引き落とされる即時払いのカードです。
- ⑩ **B** : おいしく食べられる期限が「賞味期限」、安全に食べられる期限は「消費期限」、製造された日は「製造年月日」です。一般的に、消費期限はお弁当やケーキなど、いたみやすい食品に表示されており、賞味期限は、スナック菓子、カップめん、ペットボトル飲料など、比較的いたみにくい食品に表示されています。
- ⑪ **A** : 「JISマーク」は日本工業規格に合格した鉱工業製品につけるマークです。「JASマーク」は食品・農林水産品やこれらの取扱い等の方法などについての日本農林規格に適合すると認定された製品につけるマークです。
- ⑫ **B** : 契約は口約束でも成立します。いったん成立した契約は、自分だけの都合でやめることはできません。契約書は、契約内容を明確にし、トラブルを避けるために作成するものです。
- ⑬ **A** : 「エコマーク」は環境保全に役立つと認められた商品に、「牛乳パック再利用マーク」は使用済み牛乳パックを原料としている商品につけられるマークです。
- ⑭ **B** : クーリング・オフ制度は店舗購入や通信販売は対象になりません。
- ⑮ **C** : 消費者ホットラインは「188 (いやや)」です。「118」は海の事件・事故の緊急通報ダイヤル、「189 (いちはやく)」は児童相談所虐待対応ダイヤルです。

サイコロ
と
コマ

切り取って
ご利用ください。

